保 護 者 各 位

登 校 許 可 証 明 書 に つ い て

伝染のおそれのある病気にかかると，学校保健安全法により出席停止になります。医師に学校伝染病と診断された場合には，学校指定の「登校許可証明書」を医療機関で作成し，学校に再登校する際に保健室まで提出して下さい。

―ご注意下さい―

※診断書は不要です。 ⇒ およそ数千円の費用がかかります。

※「登校許可証明書」発行に際し，医療機関によっては費用がかかる場合があります。

■学校保健安全法施行規則第 19 条■ （出席停止の期間の基準）

出席停止の期間の基準は，伝染病の種類に従い，次のとおりとする。
ただし，病状により学校医その他の医師においてその伝染病の予防上支障がないと認めたときは，この限りではない。

疾患名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後**５日**を経過し、かつ、解熱した後**２日**を経過するまで
百 日咳	特有の**咳が消失**するまで又は**５日間**の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻 疹(はしか)	解熱した後**３日**を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後**５日**を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風 疹（３日はしか）	**発疹が消失**するまで
水 痘（みずぼうそう）	すべての**発疹が痂皮化**（乾燥）するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後**２日**を経過するまで
結 核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

担当 千葉学芸高等学校
養護教諭 河村
TEL0475-52-1161
FAX 0475-52-1163